

平成 30 年 7 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
代表者名 代表取締役社長 白 岩 直 人
(東証・コード：7172)
問合せ先 取締役管理本部長 杉 本 健
(TEL. 03-6804-6805)

国際財務報告基準（リース会計）変更の当社グループへの影響について

平成 30 年 7 月 1 日付日本経済新聞にて「リースが消える日？」として、国際財務報告基準（リース会計）変更に伴う影響に関する記事が掲載されております。

当社グループは、航空機、船舶、海運コンテナのオペレーティング・リース事業を主力としているため、当該記事を受けて、お問い合わせが多数寄せられましたので、国際財務報告基準（リース会計）変更の当社グループへの影響につきまして、下記のとおりご案内いたします。

記

1. 国際財務報告基準（リース会計）変更の概要

国際会計基準審議会（IASB）は、2016 年 1 月に IFRS 第 16 号「リース」について公表し、国際財務報告基準（IFRS）に準拠する企業は、2019 年 1 月 1 日以降開始の事業年度から、リース取引に関する新たな会計処理を適用することとなっております。IFRS 第 16 号では、短期のリース及び少額資産のリースを除くすべてのリース取引において、借手は使用权を資産として認識すると共にリース負債を計上する一方、貸手は現行の IAS 第 17 号「リース」の処理がほぼそのまま引き継がれ、貸手の会計処理には実質的な変更を行わないということを決定しております。

2. 記事の概要

上記内容を踏まえた当該記事は、『今まで「オペレーティングリース」の借手はリース料を経費処理できたが、2019 年からの国際財務報告基準（IFRS）では、全てのリース取引を借手の資産として計上し、減価償却を行うように変更になる。』としています。

また、その影響について、『「オペレーティングリース」のメリットは会計処理が簡単であったことに対し、今後会計基準の変更により会計処理が煩雑になるため、「オペレーティングリース」のメリットがなくなり、中小企業の投資意欲に水を差す可能性がある。』ということを指摘しています。

3. 当社グループ業績への影響

上記、「2」の指摘はあるものの、国際財務報告基準（IFRS）において、リース取引を賃借人の資産として計上し、減価償却を行うように変更されることによる、当社グループ業績への直接的な影響は軽微であると考えております。

4. 影響が軽微と考える背景

① 当社グループが組成するオペレーティング・リース事業の賃借人は、「オペレーティングリース」のメリットとして、資金調達コストの低減およびキャパシティの拡大などといった資金調達の多様性や、一定期間のリース期間後に機体を返却できるという柔軟性の確保なども考慮して活用しております。

また、賃借人は、海外航空会社をはじめとした国際財務報告基準（IFRS）に準拠してきたグローバル企業が中心であり、会計処理の煩雑化を直接の理由として「オペレーティングリース」の需要が減退する可能性は極めて軽微であると考えております。

② 当社グループが組成するオペレーティング・リース事業は日本の税制に基づいて課税所得を計算し、それを投資家の皆様に分配しております。したがって、会計基準の変更があったとしても日本の税制が変更にならない限り、当社グループが組成するオペレーティング・リース事業の投資家への直接的な影響はないと考えております。

なお、新たに開示すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

本件に関するお問い合わせ先
広報・IR室 TEL：03-6804-6805

以 上